

大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱

制定 昭和 52 年 9 月 1 日

最近改正 令和 3 年 8 月 5 日

(目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理事業（昭和 29 年法律第 119 号。以下「法」という。）に基づき、本市の区域内において土地区画整理事業を施行する土地区画整理事業組合等（以下「組合等」という。）に対して、その費用を補助するために交付する大阪市組合等土地区画整理事業補助金（以下「補助金」という。）について、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において用語の意義は、法のほか、次に定めるところによる。

- (1) 土地区画整理事業の執行について（平成 15 年 5 月 27 日国都市第 67 号）別紙第 2 「組合等区画整理補助事業実施要領」（以下「事業実施要領」という。）
- (2) 土地区画整理事業の実施細目の改正について（平成 15 年 6 月 10 日国都市第 85 号。以下「改正通知」という。）
- (3) 都市再生推進事業制度要綱（平成 12 年 3 月 24 日付建設省都計発第 35-2 号、経宅発第 37-2 号、住街発第 23 号。以下「制度要綱」という。）
- (4) 都市再生推進事業費補助交付要綱（平成 12 年 3 月 24 日建設省都計発第 35-3 号、経宅発第 37-3 号、住街発第 24 号。以下「交付要綱」という。）
- (5) 都市再生区画整理事業実施細目（平成 11 年 3 月 19 日付け建設省都区発第 17 号）

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実施要領第 2 に規定される組合等が実施する事業で、同事業実施要領第 5 に規定される土地区画整理事業採択基準に適合する組合等区画整理事業（以下「組合等事業」という。）。ただし、事業実施要領第 4 における組合等が行うものは除く。
- (2) 前号かつ制度要綱第 6 条の 3 第 2 項第二号の要件を満たす都市再生土地区画整理事業（以下「都市再生事業」という。）

(補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費の範囲は、組合等事業にあっては、事業実施要領第 7 、都市再生事業にあっては、交付要綱第 6 条の 3 第 2 項のとおりとする。

2 市長は、予算の範囲内において、補助事業者に対し、事業に要する経費について補助金を交付することができる。この場合において、補助金の額は、事業実施要領第6第1項及び第2項の規定により算定した補助基本額を限度とする。ただし、補助金の額の算定において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(実施計画書の提出)

第5条 補助事業を新たに施行しようとする者又は事業計画の変更等に伴い実施計画を変更し補助事業を施行しようとする者は、補助金の交付申請の10日前までに、実施計画提出書（様式1）を作成し、組合等事業においては改正通知別紙第二「組合等区画整理補助事業実施細目」（以下「組合細目」という。）の規定に基づく実施計画書を、都市再生事業にあっては改正通知別紙第一「公共団体等区画整理補助事業実施細目」及び組合細目に定める様式第一により作成した実施計画書を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式2）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の60日前までに、市長に提出しなければならない。ただし、年度当初に補助金の交付の決定を必要とする場合は、別途協議を行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者が前項の申請を行う場合は、前条の規定に基づき実施計画書を作成し、市長に提出しておかなければならない。ただし、都市計画決定後において、実施計画書作成に関わる「換地諸費」（換地設計及び登記を除く。）については、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式3）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（第9条第2項に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、第9条第1項の規定による市長の承認を受けるべきこと

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、第9条第1項の規定による市長の承認を受けるべきこと
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
 - (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと
 - (5) その他、規則及び本要綱の規定を遵守すべきこと
- 4 市長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式4）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 5 市長は、補助金の交付の申請が到達してから、60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。ただし、申請内容の不備による訂正や事前協議等に要する日数は除くものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助金の交付の申請をした者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、補助金交付申請取下書（様式5）により申請の取下げをすることができる。
- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の変更等）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分又は補助金額を変更しようとするとき（第2項に定める軽微な変更を除く。）は、補助金交付決定変更申請書（様式6）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業中止・廃止承認申請書（様式8）を、補助事業の完了予定期日を変更しようとするときは、完了予定期日変更申請書（様式10）を、市長に対し提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の軽微な変更は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号。以下「適正化法」という。）第7条第1項の規定に基づき定められた国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年12月21日総理府・建設省令第9号）に定めるもののほか、「都市局所管補助事業等の経費の配分及び内容の軽微な変更の取扱いについて」（昭和45年6月25日建設省都総発第173号都市局長通達）の定めるところによ

る。

3 第6条から第8条までの規定は、第1項の各申請があった場合について準用する。

(全体設計の承認)

第10条 補助事業者は、次に掲げる理由により、公益上、真にやむを得ないと認める場合は、全体設計承認申請書（様式12）を市長に対し提出し、承認を受けることができる。なお、当該補助事業に係る内容を変更するとき（第9条第2項に定める軽微な変更を除く。）も同様とする。

(1) 次に掲げる工事で施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で工事を一括して契約する必要があり、かつ、当該工事の施行年度が2年度以上にわたるもの

ア 橋梁、立体交差、隧道又は鉄道高架に係る工事

イ 大規模構造物等に係る工事

ウ 特殊工法（シールド工法、推進工法等）による工事

(2) 大規模な物件等の移転等の行為でこれに要する期間が12箇月を超えるもの

2 前項の規定による承認は、将来の補助金の交付を担保するものではなく、全体設計内容等を承認するものであり、将来補助金の交付の決定がされなかつたときは、補助事業者自らの負担において事業に係る費用を支弁しなければならない。

(全体設計の承認の通知)

第11条 市長は、全体設計の承認の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、全体設計の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、適当と認めるとときは、全体設計承認通知書（様式13）により全体設計の承認の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により全体設計承認通知書を交付するにあたっては、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の調査の結果、全体設計を承認することが不適当であると認めたときは、理由を付して、全体設計不承認通知書（様式14）により全体設計の承認申請を行った者に通知するものとする。

4 市長は、全体設計の承認の申請が到達してから、30日以内に全体設計を承認又は承認しない旨の決定をするものとする。ただし、申請内容の不備による訂正や事前協議等に要する日数は除くものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別

の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を理由を付して、事情変更による補助金交付決定取消等通知書(様式15)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の遂行)

第13条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならず、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

2 市長は補助事業者に対して、事業の施行に必要な調査、設計、現形図作成等について、必要な助言又は技術的支援を行うことができる。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助事業の進捗状況に関し、次に掲げる書類を当該各号に定める期間内に市長に提出しなければならない。

(1)着手届(様式16)

補助事業着手後10日以内

(2)進捗状況報告書(様式17)

四半期(第4四半期を除く)毎の当該期間経過後10日以内

2 前項第2号の報告書には、契約書の写しを添付しなければならない。

(補助事業の遂行指示等)

第15条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業遂行指示書(様式18)により、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に違反したときは、補助事業遂行の一時停止命令書(様式19)により補助事業者に対し、当該補助事業遂行の一時停止を命ずる

ことができる。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ各号に定めるところにより、各報告書に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業のすべてが完了したとき（補助事業の廃止を含む。）は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は完了日の属する年度の3月15日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式20）を提出しなければならない。ただし、市長がこの期日によることが困難な特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 当該年度の補助事業が年度内に完了しない場合は、補助金の交付決定を受けた年度の3月15日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）までに、年度終了実績報告書（様式21）を提出しなければならない。ただし、市長がこの期日によることが困難な特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の報告書には、経費の支出を確認出来る書類（領収書の写し等）を添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第18条 市長は、前条第1項各号の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式22）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、実績報告書が到達してから、15日以内又は当該報告書の提出日が属する年度の3月末日（本市の定める休日である場合は、その日以前の直近の休日でない日）のいずれか早い日までに補助金の額の確定をするものとする。ただし、提出書類の不備による訂正等に要する日数は除くものとする。

(補助金の交付)

- 第 19 条 市長は、前条第 1 項の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。
- 2 補助事業者は、前条第 1 項の規定による通知書を受領したときは、補助金交付請求書（様式 23）により、速やかに市長に請求しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。
 - 4 市長は、第 1 項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業の実施にあたり、資金の準備が困難である場合には、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定後に、補助金の一部又は全部を概算払いすることができる。
 - 5 補助金の概算払いを受けようとする補助事業者は、補助金交付請求書（様式 23）に、概算払いを必要とする理由書及び資金状況を証明する書類を添付して、市長に請求しなければならない。
 - 6 市長は、前項の規定による補助金の概算払いの請求を受領した日から 30 日以内に、概算払いの理由及び補助事業者の資金状況を審査し、必要があると認めるときは、当該請求に係る補助金の一部又は全部を概算払いするものとする。
 - 7 第 2 項及び第 5 項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 補助金請求額算出表
 - (2) 交付決定通知書の写し
 - (3) 交付申請書の写し
 - (4) 関係図面

(補助金の精算)

- 第 20 条 補助事業者は、前条第 6 項の規定により補助金の概算払いを受けた場合において、第 18 条第 1 項の規定による補助金額確定通知書を受領したときは、補助金精算書（様式 24）（以下「精算書」という。）を作成し、10 日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 前項の精算書には、経費の支出を確認出来る書類（領収書の写し等）を添付しなければならない。
 - 3 市長は、第 1 項の規定による精算書を受領したときは、その内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には、補助金精算通知書（様式 25）により補助事業者に通知するものとする。
 - 4 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(実績報告に対する是正措置)

第 21 条 市長は、第 17 条第 1 項各号の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう、補助事業のは正指示書（様式 26）により補助事業者に指示することができる。

2 第 17 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(交付決定の取消し)

第 22 条 市長は、補助事業者が補助金の他の用途への使用をなし又は、その他補助事業に関する補助金の交付の決定の内容、これに付した条件その他法令の規定若しくはこれに基づく市長の处分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用をするものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式 27）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 23 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式 28）により補助金交付決定取消通知書（様式 27）を受けてから 20 日以内の期限を定めてその返還を求めるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 24 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を求められたときは、規則第 19 条の規定により、加算金及び延滞金を本市に納付しなければならない。

(残存物件の処理)

第 25 条 補助事業者が、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日建設省会発第 74 号建設事務次官通知。以下「残存物件の取扱い」という。）に定められている備品及び材料（以下「備品等」という。）を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品等の購入年月日、数量及び価格等を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した場合において、前項に規定する備品等が残存するときは、残存物件の取扱いにより算出した当該備品等の残存価額に相当する金額を本市に納付しなければならない。ただし、市長の承認を得て同種の補助事業に備品等を継続して使用する場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第 26 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保等に供してはならない。ただし、規則第 6 条第 2 項の規定による条件に基づき、補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合並びに適正化法第 22 条の規定に基づき定められた「都市局所管補助事業等に係る財産処分承認基準について」(平成 20 年 12 月 22 日国都総第 2449 号国土交通省都市・地域整備局長通知。以下「財産処分承認基準」という。) に定める期間、若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号) に定める期間のいずれかを経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械、重要な器具その他重要な資産。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 500 千円未満の機械及び器具であって補助金の交付の目的を達成するため特に必要ないと認められるものは、この限りではない。

2 市長は、補助事業者が前項に規定する財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、財産処分承認基準別表第 2 の財産処分区画により、その収入の全部又は一部を本市に納付させることができる。

(関係書類の整備等)

第 27 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の收支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 18 条第 1 項の規定による通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 28 条 この要綱の運用に関し必要な事項は、別に都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 5 日から施行する。

様式1 実施計画提出書

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

組合等土地区画整理事業補助金交付申請に先立つ
実施計画書の提出について

標題について、下記組合等土地区画整理事業について、補助金の交付を受けたいので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第5条の規定により、別添のとおり実施計画書（当初又は第〇回変更）を提出します。

事業名
地区名

様式2 補助金交付申請書

様式2-1

(文) 書 番 号
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(元号) 年度組合等土地区画整理事業
補助金交付申請書

(元号) 年度組合等土地区画整理事業について、補助金の交付を受けた
いので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第6条の規定により、
関係書類を添え、別紙のとおり申請します。

事業名

地区名

補助金交付申請額

(備考) 本様式に様式2-2から様式2-10をあわせたものが申請書である。

様式2-2

(元号) 年度補助事業総括表(交付申請)

(単位:千円)

補助事業等の名称／目的および内容		補助金の算出方法	
事業名		事業費(A)	
地区名	地区	控除額(B)	
事業認可告示年月日	(元号) 年月日	補助基本額 (C) = (A) - (B)	
事業施行期間	年度～年度	補助率	
施行面積	ha	補助金額(D)	
物件戸数等	m ² 戸	補助限度額(E)	
事業開始予定期日	(元号) 年月日	摘要	
事業完了予定期日	(元号) 年月日	控除額	
経費の配分		例1) JR負担金 千円 例2) 補助基本額のうち過年度施越工事費 千円 (年月日付け実施設計承認) 例3-1) 全体設計承認額 千円 うち過年度施行済額 千円 (年月日付け全体設計承認) 例3-2) 全体設計承認予定額 千円 うち本年度施行予定額 千円	
本事務費			
附帯工事費			
測量及び試験費			
用地費及び補償費			
機械器具費			
營繕費			
換地諸費			
事業費計(A)			

様式 2-3

本工事費内訳表

本工事費合計額								円
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
					円	円		

様式 2-4

附帯工事費内訳表

附帯工事費合計額								円
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
					円	円		

様式 2-5

測量及び試験費内訳表

測量及び試験費合計額								円
工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要	
					円	円		

様式 2-6

補償費内訳表

補 償 費 合 計 額								円
種 別	細 別	単位	数量	単 価	金 領	摘 要		
物件移転補償費	建物移転補償費 工作物移転補償費 動産移転補償費 立竹木移転補償費 営業補償費 仮住居補償費 地代家賃減収補償費 借家人補償費 移転雑費補償費 墳墓移転補償費 その他の補償費 小計 電柱移転補償費 電纜移設補償費 ガス管移設補償費 上水道移設補償費 小計	戸 件 件 件 件 件 件 件 件 基 件 本 m m m		円	円			

様式2-7

物件移転補償費等明細表

図面 対象番号	所在地	物 件 移 転 补 償 費								その 他 补 償 費						合計	氏 名	
		建 物			工 作 物			動 産	そ の 他	営 業		仮 住 居		地 代 家 貸 減 収 补 償	借 家 人 补 償	雜 費 そ の 他		
		用 途 構 造	数 量 単 位	工 法	金 額	名 称	数 量 単 位	金 額	金 額	業 種	金 額	日 数	金 額	金 額	金 額	金 額		
				円				円	円		円		円	円	円	円		

様式 2-8

機械器具費内訳表

機 械 器 具 費 合 計 額			円		
名 称	形 状 尺 法 規 格	数 量	单 価	金 頓	摘 要
			円	円	

様式 2-9

営繕費内訳表

営 繕 費 合 計 額			円		
名 称	单 位	数 量	单 価	金 頓	摘 要
			円	円	

様式 2-10

換地諸費内訳表

換 地 諸 費 合 計 額							円	
区分	種 別	細 別	単位	請 負		直 営		摘要
				数量	金額	数量	金額	
測量					円		円	
現況測量								
	三角測量	点						国家三角点への結合の有無
	多角測量	km						一級、二級の別
	水準測量	km						水準、補助水準の別
	現況測量	km ²						縮尺を記入（縮図を含む）
	路線測量	km						
確定測量								
	地区界測量	km						
	確定測量	km ²						前・後の街区、画地の別（杭打共）
	検査測量	km ²						街区、画地の別
調査								
基本調査								
	基本調査	式						都市単位の調査
	上位計画調査	式						人口、産業、性格等
	都市施設調査	式						構想中のものを含む
	自然環境調査	式						主要な施設とする
	市街地の変遷	式						気候、気象、植生、地勢、地質等
	その他							(D I D、農転、建築確認)
現況調査								
	権利調査	式						地区内の調査
	公共施設現況	式						人口調査を含む
	公益施設現況	式						周辺を含む
	土地利用現況	km ²						地目別、用途別、規模別
	建物現況	式						用途別、構造別
	地価調査	点						不動産鑑定、固定資産税
	意向調査	式						今後の土地利用生活設計に関する意向
	その他							
実施調査								
	移転物件調査	戸 m ²						補償費の積算を含む
	土質調査	m						ボーリング
	文化財調査	km ²						
	その他							
基本計								
基本構想	広域的な検討							地域単位の計画
	土地利用構想	km ²						開発の必要性、問題点の摘出

画 面		交通施設構想	km ²				人口配分計画、住区構成
		公共空地構想	km ²				
		排水施設構想	km ²				
		公益施設等構想	km ²				
		建築計画構想	km ²				供給処理施設を含む
		整備方策の検討	km ²				
		基本構想の策定	km ²				
	基本計画						
		事業の概要	km ²				目的を含む
		土地利用計画	km ²				街区、人口を含む
		公共施設計画	km ²				
		公益施設計画	km ²				
		宅地計画	km ²				移転、市街化の促進を含む
		資金計画	式				収入、支出
		工程計画					
		地目別対照	筆				
		基本計画書作成	式				
		広報活動	式				模型、鳥瞰図を含む
事 業 計 画	区画整理 設計						
		設計の方針	式				
		公共施設の配置設計	km ²				
		公益施設の配置設計	km ²				供給処理施設も含む
		市街化予想図	km ²				
		区画整理設計	km ²				設計図、前後対照表を含む
	土地評価						
		評価基準の作成	式				
		路線価評価	km ²				
		街区評価	km ²				増進率を含む
		宅地割込計画	km ² 筆				
	整備計画						
		公共施設整備計画	km ²				
		整地計画	km ²				
		建物移転計画	戸				
		供給処理施設整備計画	km ²				
	事業計画						
		設計説明書	式				
		資金計画書	式				
		事業計画書作成	km ² 式				
	地元説明						
		説明経費	式				
		パンフレット作成	部				
		鳥瞰模型等	式				
実							

施 計 画	工程計画						
		事業実施工程	式				
		本工事工程	式				
		建物移転工程	式				
	本工事費 積算						
		道路整備費	km				
		公園整備費	km ²				
		排水整備費	km ²				河川、下水を含む
		供給処理施設整備費	km ²				
		宅地造成費	km ²				
		関連事業計画	式				
	補償費 積算						
		移転補償費	式				
		移設補償費	式				
		損失補償費	式				
	用買方式 積算						
		用地費	式				
		補償費	式				
		工事費	式				
	実施計画 書						
		実施計画説明書	式				
		施行の区分	式				
		実施計画書作成	式				基本事業費、その他の区分を含む
換 地 設 計							
	換地設計 準備						
		従前地積の確定	筆				
		土地評価	km ²				(再検討を含む)
		従前の画地評価	筆km ²				
		換地基準の策定	式				
	暫定換地						
		仮割込み	筆km ²				
		暫定換地評価	筆km ²				
		換地地積算定	筆km ²				
	換地設計						
		暫定換地検討	式				
		換地割込み	筆km ²				
		画地評価	筆km ²				
		換地設計書	式				
	仮換地 指定						
		仮換地原案説明	式				
		仮換地指定通知	通				
	換地計画 準備						
		権利移動調査	筆km ²				
		土地の分合筆	筆				
		割込み補正	式				

		画地評価の検討	式					
清算金 算定								
	単価の決定	式						
	清算金の算定	式						
	清算金調書作成	式						
換地計画 書								
	町名地番の整理	式						
	換地明細書の作成	式						
	換地計画書	式						
換地処分								
	換地処分通知	通						
	公共施設の帰属	式						
	清算金徴収交付	式						
登記								
	代位登記							
		登記簿整理	式					
		土地の代位登記	件					
審議会		建物の代位登記	件					
		区画整理						
		登記嘱託書	件					
		建物登記嘱託書	件					
		選挙費	式					
		委員手当	人×回					
		評価員手当	人					

様式3 補助金交付決定通知書

大阪市指令都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

組合等土地区画整理補助事業補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付け (文書番号) をもって申請のあった (元号) 年度の標記事業の補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第7条第1項の規定により通知する。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 補助金の交付条件
 - ・ 事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く）をする場合は、市長の承認を受けること
 - ・ 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること
 - ・ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること
 - ・ 市長が補助金に係る予算の執行の適正を期するため報告を求め、又は本市の職員に事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること
 - ・ その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び要綱の規定を遵守すべきこと。
3. その他
 - ・ この決定に不服があるときは、この通知を受けた日から10日以内に交付申請を取り下げすることができます。
 - ・ 要綱第27条の規定により、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、要綱第18条の通知を受けた日から5年間保存してください。

様式4 補助金不交付決定通知書

大阪市指令都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

組合等土地区画整理事業補助金不交付決定通知書

(元号) 年 月 日付け (文書番号) をもって申請のあった (元号) 年度の標記事業の補助金については、下記のとおり交付決定しないことに決定したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知する。

記

補助金の不交付の理由

樣式 5 補助金交付申請取下書

(文書番号)
(元号) 年月日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(元号) 年度組合等土地地区画整理事業
補助金交付申請取下書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって補助金の交付決定のあった標記事業の交付決定について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請を取下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 (元号) 年 月 日
2 取下げの理由

様式 6 補助金交付決定変更申請書
様式 6-1

(文) 書 番 号
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

**(元号) 年度組合等土地区画整理事業
補助金交付決定 内容・配分・額 変更申請書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定を受けた標記事業について、交付決定の変更を受けたいので、
大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下
記のとおり申請します。

記

補 助 事 業 の 名 称		
事業名	地区名	
補 助 金 交 付 申 請 額		
決定額	変更増△減額	改交付申請額
補 助 金 交 付 決 定 変 更 理 由 (具体的かつ詳細に記載すること)		

(備考) 本様式に様式 6-2 及び様式 2-2 から様式 2-10 をあわせたものが申請書である。

様式 6-2

補助金受入調書

(単位：千円)

事業名 (地区名)	
区分・年月日	
交付決定通知	
	計
翌年度への繰越額	
翌々年度への繰越額	
補助金受入	
	計

(注) 減額申請の場合に作成すること。

様式 7-1 補助金交付決定変更通知書

大阪市指令都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

組合等土地区画整理事業
補助金交付決定変更通知書

(元号) 年 月 日付 (文書番号) をもって補助金交付決定変更申請のあった平成 年度標記事業補助金については、下記のとおり当該決定額及びその内容を変更したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知する。

記

補助金交付決定変更額表

(単位：千円)

事業名	地区名	交付決定額	変更増△減額	改交付決定額	摘要

様式 7-2 補助金交付決定変更通知書

大阪市指令都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助金交付決定変更通知書

(元号) 年 月 日付け (文書番号) をもって補助金交付決定変更申請のあった (元号) 年度標記事業補助金については、申請書記載のとおり当該決定の経費の配分及びその内容を変更したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知する。

様式8 補助事業中止・廃止承認申請書

(文
(元号) 書 番 号)
年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

補助事業 中止・廃止 承認申請書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり 中止・廃止 の承認を申請します。

記

- 1 中止又は廃止する事業名
- 2 中止又は廃止する理由（中止の場合は、その期間）
(具体的かつ詳細に記載すること)

様式9 補助事業中止・廃止承認通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助事業 中止・廃止 承認通知書

(元号) 年 月 日付け (文書番号) をもって申請のあった次の事業について、中止・廃止を承認したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知する。

記

中止又は廃止する事業名

様式 10 完了予定期日変更申請書
様式 10-1

(文) 書 番 号
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(元号) 年度補助事業の完了予定期日変更申請書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定を受けた標記事業について、交付決定の変更を受けたいので、
大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下
記のとおり申請します。

補助事業の名称		交付決定額		完了予定期日		予算の繰越	
事業名	地区名	番号 年月日	補助金額	変更前	変更後	種別	繰越額
変更の理由となった事項							

(備考)本様式に様式 10-2 及び様式 2-2 から様式 2-10 をあわせたものが申請書である。

様式 10-2

繰越調書

区分 費用	額 A	支 出 額			進捗率		不 用 額 B+C A/B	明許 繰越額 事故	摘要
		年 度 (補助金額) B	年 度 (明許繰越額) C	計 B+C	B+C /A				
事 業 費									
補 助 基 本 額									
事 業 費	工 事 費								
	本 工 事 費								
	附 帯 工 事 費								
	測 量 及 び 試 験 費								
	用 地 費 及 び 補 償 費								
	機 械 器 具 費								
	營 繕 費								
	換 地 諸 費								
單 独 費 等									
交 付 決 定 額									

明許繰越の
場合は不要

様式 11 完了予定期日変更通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助事業の完了予定期日変更通知書

(元号) 年 月 日付け (文書番号) をもって申請のあった (元号) 年度標記事業の完了予定期日については、申請書記載のとおり変更決定したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により通知する。

様式 12 全体設計（変更）承認申請書

様式 12-1

(文) 書 番 号
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

**組合等土地区画整理補助事業
全体設計（変更）承認申請書**

標記について、全体設計（変更）承認を受けたいので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添え、別紙のとおり申請します。

事 業 名

地 区 名

全体設計（変更）の承認を必要とする理由

（備考）本様式に様式12-2及び様式2-2から様式2-10をあわせたものが申請書である。

様式 12-2

全体設計（変更）表

(単位：千円)

全体設計の名称、目的及び内容		過年度施行額	
事業名		補助基本額計上分	
地区名		実施設計承認済分	
事業認可告示年月日	(元号) 年月日	その他	
事業施行期間	年度～ 年度	(元号) 年度出来高予定額	
設計の内容		補助基本額計上分	
		実施設計承認済分	
工事施行期間	(自) 年月日 (至) 年月日	その他	
経費の配分		翌年度以降施行予定額	
本工事費		補助基本額 計上予定分	
附帯工事費		その他	
測量費及び試験費		摘要 合併施行事業の協定、相手方事業 主体名 併せて行う単独事業の状況	
用地費及び補償費			
…			
…			
…			
…			
…			
…			
全体設計費			

様式 13 全体設計（変更）承認通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助事業の全体設計（変更）承認通知書

（元号） 年 月 日付け（文書番号）をもって申請のあった（元号）年度標記事業については、申請書記載のとおり、当該事業の全体設計（変更）を承認したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により通知する。

様式 14 全体設計（変更）不承認通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助事業の全体設計（変更）不承認通知書

（元号） 年 月 日付け（文書番号）をもって申請のあった（元号）年度の標記事業の全体設計（変更）承認については、下記のとおり全体設計（変更）を承認しないことに決定したので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知する。

記

全体設計の不承認の理由

様式 15 事情変更による補助金交付決定取消等通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

事情変更による補助金交付決定 取消・内容変更・条件変更 通知書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定をした次の事業について、次のとおり 取消し・内容の変更・条
件の変更 をしたので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 12 条第
3 項の規定により通知する。ただし、この通知を受けるまでの期間に係る部分
については、この限りではない。

記

- 1 事業名
- 2 取消し等の内容
- 3 取消し等の理由

様式 16 着手届

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

大阪市長

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

補助事業着手届

下記のとおり組合等土地区画整理補助事業に着手しましたので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により届出ます。

記

- | | |
|----------|------------|
| 1. 事 業 名 | |
| 2. 地 区 名 | |
| 3. 総事業費 | 円 |
| 4. 補助基本額 | 円 |
| 5. 着手年月日 | (元号) 年 月 日 |

(備考) この着手届は工事の着手ではなく、補助事業全体の着手届とすること。

様式 17 進捗状況報告書

様式 17-1

(文) 書 番 号
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(元号) 年度組合等土地区画整理補助事業進捗状況報告書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の (元号) 年 月 日現在における進捗状況について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

(備考) 本様式に様式 17-2 をあわせたものが報告書である。
契約書の写しを添付すること。

樣式 17-2

組合等土地區画整理補助事業進捗狀況報告書

(単位：千円)

様式 18 補助事業遂行指示書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

**組合等土地区画整理補助事業
遂行指示書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
交付決定した、標記事業について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付
要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、別紙条件を遵守し遅滞なく遂行するよう指
示する。

様式 19 補助事業遂行の一時停止命令書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

**組合等土地区画整理補助事業
遂行の一時停止命令書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
交付決定した、標記事業について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付
要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、事業の遂行について一時停止を命じる。

様式 20 完了実績報告書

様式 20-1

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

**(元号) 年度組合等土地区画整理補助事業
完了実績報告書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定を受けた標記事業が完了したので、大阪市組合等土地区画整
理事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により報告します。

記

1. 事業の名称

事 業 名
地 区 名

2. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額
補助金精算額

3. 補助事業の実施期間

着手 (元号) 年 月 日
完了 (元号) 年 月 日

4. 添付書類

経費の支出を確認できる領収書の写し等

(備考) 本様式に様式 20-2 から様式 20-6 をあわせたものが報告書である。

補助事業者は、事情により領収書の添付ができない場合は、その理由を市長に説
明しなければならない。その場合は後日、経費の支出を確認できる領収書の写し
等の確認を市長に求めなければならない。

様式 20-2

(元号) 年度組合等土地区画整理補助事業完了実績報総括表

(単位：円)

事業名			(地区名)			交付(当初) 決定	年月日	(最終) 年月日		
事業実績調			補助金精算額調			補助事業経緯調			支出済額調	
区分	最終交付 決定設計	精算 (出来高)	区分	最終交付 決定設計	精算 (出来高)	事業計画決定告示	年月日	事業期間	自年月日 至年月日	本工事費
施工面積			事業費(A)							
物件移転戸数			控額							
事業完了期日	年月日	年月日		計(B)						
経費の配分			補助基本額 (C)=(A)-(B)							
工事費	本工事費		補助率(D)							
	附帯工事費		補助金額 (C)×(D)		(E)	年月日				
	測量及び試験費		補助金受入状況	年月日		年月日				
	用地費及び補償費			年月日		年月日				
				年月日		年月日				
	計(A)		受入額合計(F)							
			受入超過額 助(G)=(F)-(E)							
完了検査	事業費(A)		金残存物件納付額 返(H)							
	現地調査		還返すべき額 額(I)=(G)+(H)							
	完了検査	年月日 (検査官)印 (竣工検査・評価)	摘要要				内部検査	年月日		
							(内部検査指摘事項又は評価)			

		(検査官) <input type="text"/> (事業完了検査・講評)					

様式 20-3

(単位：円)

工事費の費目			
工事名 項目			
契約年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
契約金額			
着工年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
契約変更年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
完成年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
出来高検査年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
支払年月日	(元号)年月日	(元号)年月日	(元号)年月日
摘要			

樣式 20-4

発生物件精算調書

(単位：円)

様式 20-5

材料精算調書

(単位：円)

取 得 (使用開始) 年 度	番 号	品 名 及 び 形 状 尺 法	取 得 单 価		取 得 分	使 用 分	残 存 分	継 続 使 用 分	納 付 相 当 分	補 助 率 及 び 納 付 金 額	摘 要
					(継続使用)						
					数量						
					金額						
					数量						
					金額						
					数量						
					金額						
					数量						
					金額						
					数量						
					金額						

樣式 20-6

備品精算調書

(単位：円)

様式 21 年度終了実績報告書
様式 21-1

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

**(元号) 年度組合等土地区画整理補助事業
年度終了実績報告書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた標記事業の (元号) 年度における実績について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 17 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

(備考) 本様式に様式 21-2、様式 2-3 から様式 2-10 及び
様式 6-2 をあわせたものが報告書である。

様式 21-2

(元号) 年度組合等土地区画整理補助事業年度終了実績報告調書

(単位 : 千円)

交付決定の内容	事業費 A		
	補助基本額		
	補助金額		
年度内遂行実績	事業費支払実績	支払済額	
		支払義務額	
		計 B	
		B / A	%
	事業進捗率		%
翌年度繰越額	補助金受入額		
	事業費 C		
	C / A		%
事業実施期間	着手年月日 (元号) 年 月 日		
	完了予定年月日 (元号) 年 月 日		
摘要			

様式 22 補助金額確定通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

組合等土地区画整理事業
補助金額確定通知書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定をした標記事業補助金については、先に提出された完了実績
報告書を審査の結果、下記のとおり確定したので、大阪市組合等土地区画整理事業
補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により通知する。

記

確定補助金額	円
交付決定補助金額	円
交付済補助金額	円
返還すべき金額	円

その他

補助金について経理を明らかにする帳簿は、上記要綱第 27 条の規定に
より、この通知を受けた日から 5 年間保存してください

様式 23 補助金交付請求書

(文
(元号) 書 番 号)
年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

組合等土地区画整理事業補助金
(概算払・精算払) 交付請求書

大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第19条第2項又は第5項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金額 円
ただし、(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号
に基づく補助金
補助金

交付決定額	
内訳	既受領額 今回請求額 残額

債権者登録済の金融機関の口座に振り込んでください。

債権者番号		指定口座	
-------	--	------	--

※ 指定口座は、A、B、C、D、Mよりご指定ください。

次に指定する金融機関の口座に振り込んでください。

金融機関名称	支店名称
預金種別	普通・当座・貯蓄・その他 ()
フリガナ 口座名義	

本市記入欄

添付書類

1. 補助金請求額算出表(別紙)
2. 交付決定通知書(写)
(原本証明付)
3. 交付申請書(写)
(原本証明付)
4. 関係図面

印影等照合先(契約番号等)	執行主管コード	支出命令番号		
請求書等 確認者認印				
業務区分	□歳出	□歳入	□歳計外	□基金

様式 24 補助金精算書

(文 書 番 号)
(元号) 年 月 日

大阪市長 様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(元号) 年度組合等土地区画整理事業補助金精算書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定をした標記事業補助金については、大阪市組合等土地区画整
理事業補助金交付要綱第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出
します。

記

1. 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

2. 添付書類
・経費の支出を確認できる領収書の写し等

(備考) 補助事業者は、事情により領収書の添付ができない場合は、その理由を市長に
説明しなければならない。その場合は後日、経費の支出を確認できる領収書の
写し等の確認を市長に求めなければならない。

様式 25 補助金精算通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

組合等土地区画整理事業
補助金精算通知書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の額を確定した標記事業補助金については、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり補助金の精算金額を通知する。

記

精算金額 円

(備考) 補助事業者は、この通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剩余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は不足額に係る請求をしなければならない。

様式 26 補助事業のは是正指示書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

**組合等土地区画整理補助事業
のは是正指示書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
交付決定した、補助事業について、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付
要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、完了実績報告を受けたが、この成果の内容
について交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるので、
同要綱第 21 条第 1 項に基づき別紙のとおり、是正を指示する。

様式 27 補助金交付決定取消通知書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

補助金交付決定取消通知書

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定をした次の事業について、次のとおり 全部・一部 を取り消
しましたので、大阪市組合等土地区画整理事業補助金交付要綱第 22 条第 3 項の
規定により通知する。

記

- | | | |
|----------|---|---|
| 1 事業名 | | |
| 2 取消しの金額 | 金 | 円 |
| 3 取消しの理由 | | |

様式 28 補助金返還命令書

大都整 第 号
(元号) 年 月 日

様

大阪市長

印

**組合等土地区画整理事業
補助金返還命令書**

(元号) 年 月 日付け大阪市指令都整 第 号をもって
補助金の交付決定をした標記事業については、大阪市組合等土地区画整理事業
補助金交付要綱第 22 条第 3 項の規定により補助金交付決定の取消しを行ったの
で、
同要綱第 23 条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

記

1. 返還金額 円
2. 返還期限 (元号) 年 月 日